

令和6年3月双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和6年3月21日(木) 13時23分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

日程第4 議案第3号 双葉町農業委員会事務局職員の任免について

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠 員 議席2 木幡 治委員 議席3 鵜沼久江委員

議席4 林 和男委員 議席5 欠 席 議席6 欠 席

議席7 大橋利一委員 議席8 欠 席

農地利用最適化推進委員

榎内 宏委員、高玉正祐委員、井戸川弘幸委員、渡辺浩美委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野弘紀

専門員(併任) 大西信治

7. 開会

【中野事務局長】

定刻前ですが、出席予定の方はお揃いですので、只今より双葉町農業委員会令和6年3月定例総会を開催いたします。

なお本日は、澤上会長から急用で欠席したい旨の連絡がありましたので、農業委員会規程第3条に基づき、会長職務代理者の大橋委員に議長を務めていただきたいと思います。

大橋委員は議長席をお願いします。

(大橋委員、議長席に移動)

【中野事務局長】

それでは、大橋会長職務代理者からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【大橋会長職務代理者】

皆さん、こんにちは。本日は、規定により、議長を務めさせていただきます。皆さんのご協力を得て、円滑に会議を進めたいと思いますので、どうか、よろしくお願いします。

本日の会議ですが、農地転用申請のほか規則改正、双葉町復興整備計画に関する協議もありますので、皆さんには、いつも通り慎重審議していただき、適切な結論を出していただきますようお願いしまして、ごあいさつとします。

9. 議事

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、澤上会長、高田委員、高木委員より欠席のご連絡がありましたことを報告いたします。

それでは、会長職務代理者を議長として議事を進行いたします。よろしくお願いします。

【議長】

ただいまの出席委員は4名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年3月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。

【中野事務局長】

(資料により会務報告)

【議長】

それでは、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第19条第2項の規定により、議長及び会議において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。議事録署名人には、2番 木幡委員、3番 鵜沼委員の両名を指名いたします。よろしくお願いします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

資料をご覧ください。議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので、審議に付す。令和6年3月21日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、××××の農地に地上権を設定し、農地転用を行うものです。

被設定人は、福岡県糟屋郡新宮町大字××××番地、A社代表取締役××氏、設定人は、双葉町大字×××××番地、B氏です。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は、郡山市に本社がありますC社がデベロッパーとなっており、地権者のBさんと太陽光発電事業者のA社を仲介するとともに、発電設備設置後は、事業者から委託を受けて設備を保守管理する計画となっています。

申請農地は、双葉町大字前田××××番、地目は畑で、面積は××m²。都市計画法上は第一種住居地域として用途地域が指定された区域になります。場所は、位置図、現況図がありますが、現況図を見ていただくと、双葉中学校から町道前田・長塚線を100mほど下った、根小屋川沿いの農地になります。また、公図を見ていただくと、申請農地の北側は水路、南側は根小屋川となっています。東側の××及び××は同じ地権者ですが、××は宅地で現在は小規模な倉庫が建っています。××は地目が畑ですが、現在は利用されていないようです。なお、申請農地との境界にはブロック塀があります。西側の××は宅地ですが、現在は更地になっており、申請農地との境界にはブロック塀の基礎が残っています。

資料を戻っていただいて、3の転用計画ですが、(1)転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2)権利設定の理由については、事業計画書を見ていただいたらと思いますが、被設定人の事業者は、再生可能エネルギーの普及促進を展開しており、太陽光発電設備を設置する上で条件の良い土地を見つけることができ、地権者の同意も得られたので、事業化を図りたいとしています。戻っていただいて、(3)事業の操業期間は許可日から30年間、(4)施設の概要ですが、太陽光発電設備として、太陽光パネル、約2.3m×1.1mの長方形のパネルを全部で140枚組み合わせて設置するとしており、工事の期間は、許可日の翌日から令和6年8月31日までとしています。土地利用計画図、土地の求積図、設備の立面図、類似施設の写真を添付していますが、計画図を見ていただくと、全部で140枚のパネルを組み合わせて野立てで設置し、発電した電気は、敷地の上隅に設置する電柱から、敷地外の既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。この土地は、台地状になっており、図面で法面となっている箇所は斜面になっています。計画では、法面を避けて、台地の平坦な部分をフェンスで囲い、その中に太陽光パネルを配置することとしています。また、写真ですが、これは申請農地から北東に100mほど行っ

たところにある地権者の B さんの自宅跡（宅地）ですが、ご覧のように、太陽光発電設備が設置されています。ここも、C 社が仲介した案件となっていますので、この写真と同様の設備になると思われます。

権利の設定・移転については、30年間の地上権を設定するとしています。

資金計画については、用地費として1年目の土地の賃料×××円、建築費×××円の計×××円について、自己資金で対応するとしています。周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、A社の履歴事項全部証明書、定款、申請農地の全部事項証明書、A社の資金状況を確認するものとして、銀行の出入金照会結果の写しを添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系申込書を添付していますが、これについては、デベロッパーのC社が先行して系統連系承諾書を取得しており、現在、事業者をB社に変更するための手続きをしているとのこと。また、太陽光発電設備の機器に関する資料を添付しています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【議長】

本件については、澤上会長が現地確認を行いました。欠席ですので、同行した事務局から調査結果を報告願ひます。

【事務局】

澤上会長から報告内容を預かっておりますので、代読させていただきます。

議案第1号の農地転用の許可申請につきまして、3月12日に事務局と現地を確認いたしました。申請農地は、双葉中学校から100メートルほど下った、川沿いの畑です。南北は、河川と水路に面しており、東西は宅地及び一部農地もありますが、申請農地とはブロック塀等で区切られており、周辺農地の利用や営農条件に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地権者の意向もありますので、農地転用はやむを得ないものと考えます。ただ、敷地北側に水路がありますので、水路の通水に支障が出ないよう、敷地及び境界部分の草刈りなど適切な維持管理をお願いしたいと思います。以上でございます。

【議長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【議長】

今回の事業者は九州の会社であるが、県内で実績はあるのか。

【中野事務局長】

県内の実績に関する情報はありません。

【議長】

太陽光発電設備の設置に係る農地転用申請は本件で3件目であるが、これ以外に事前の協議等は来ているのか。

【中野事務局長】

今のところは本件が最後です。

【鵜沼委員】

この会社は熱心にセールスしていて、私に家にも3回ほどパンフレットが送られてきた。

【井戸川推進委員】

前回は土地の権利移転であったが、今回は30年間の地上権設定になっている。どういう維持管理を行うのか。また、30年後にはそのまま放置されるのではないかと懸念がある。

【中野事務局長】

今回の権利設定は地上権となっており、賃借権と違って物権であり、土地利用について所有権と同様の排他的権利を有することとなります。また、30年間という期間は地権者の意向ではないかと思われませんが、期間の長さの理由については聞いていません。

また、地上権の設定ということなので、事業者が維持管理をすることになりますが、今回の場合、A社が太陽光発電事業者となり、実際の設備のメンテナンスはC社がA社から委託を受けて行うという形になると思われます。

今回の農地転用により、雑種地に地目変更すると思われますので、土地の管理については、農地法の範疇ではなくなり、農業委員会としては、水利関係に支障がないよう注視していくしかないと考えます。

【議長】

C社の方で責任を持って維持管理していくということか。

【中野事務局長】

事業者はあくまでA社であり、A社が保守管理をC社に委託するという形になります。

現在の太陽光発電設備設置の流れとしては、デベロッパーが太陽光発電設備に土地を提供する地権者を見つけて、そこで太陽光発電事業を行う事業者を募ります。そして、太陽光発電設備はデベロッパーが整備し、太陽光発電事業者から保守管理を請け負うという形になっ

ているようです。

【事務局】

今回の設定人と被設定人の契約内容までは見ていませんが、行政書士によると、30年後には設備を撤去し、更地にして地権者に返還する契約になっているとのことです。

【井戸川推進委員】

そういう契約になっていれば問題ないが、前回の申請のように所有権を移転する場合、空家問題と一緒に、事業者が事業終了後に設備を撤去せず、ほったらかしにする可能性が懸念される。

【議長】

前々回の案件では、地権者と事業者の契約書が添付されていたが、今回はないのか。

【中野事務局長】

地権者と事業者の契約書は申請書に添付する必要はないものであり、申請者が自主的に提出したものです。

【議長】

契約書について、任意で提出を求めることはできるのか。

【中野事務局長】

提出を求めることはできますが、強制することはできません。また、契約書の内容で許可するかどうかの審査に影響することはないのではないかと思います。

【議長】

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

【議長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請については、許可することが適当であるとの意見書を付して、県に送付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長】

異議なしと認めます。議案第1号は許可することが適当との意見書を付して県に送付することに決定いたしました。

【議長】

続きまして日程第3、議案第2号「双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に

関する規則の一部改正について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第2号「双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」、双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について、審議に付す。令和6年3月21日提出 双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本件は、2月定例総会でご説明し、ご了解をいただいた件ですが、農地利用最適化推進委員の担当区域及び募集人数について、今後の基盤整備事業の実施予定等を踏まえて、変更するものです。

規則改正の案文は、新旧対照表でご説明します。第3条の担当区域及び募集人数の表について、現在、募集人数2人の羽鳥区域を1人とし、長塚・中田区域で1人のところを、担当区域を長塚区域、中田区域に分け、募集人数を各1人に改正するものです。

また、これに伴いまして、規則で定めている「推薦書」及び「応募申込書」の様式について、新しい担当区域の区分に改正します。資料で見えていただくと、様式第1号の一般推薦書については、一番上の段の「推薦する担当区域」及び2段目の「上記以外で推薦する担当区域（複数の地区に推薦する場合のみ記入）」の欄について、新しい担当区域の区分にしています。同様に、様式第2号の団体推薦書は、「推薦する担当区域」「上記以外で推薦する担当区域」の欄、様式第3号の応募申込書は、「希望する担当区域」「上記以外で希望する担当区域」の欄です。

改正内容は以上ですが、附則を見ていただくと、規則の施行については、公布の日から施行し、現に在任する農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う選任の手続きから適用するとしています。なお、公布の日は、本日議決いただければ、本日付けを予定しています。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

【議長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

【議長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号「双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」は本案のとおり改正することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

【議長】

異議なしと認めます。議案第2号は本案のとおり改正することに決定いたしました。

【議長】

事前に通知した議案は以上ですが、事務局から議案を追加したい旨の申出がありました。日程に追加して審議することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】

異議なしと認めます。

事務局は議案を配布してください。

(事務局から追加議案を配布)

【議長】

議案第3号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第3号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」、双葉町農業委員会事務局職員の任免について、審議に付す。令和6年3月21日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

町の4月1日付けの人事異動で、記載のとおり、大西専門員が3月31日付けで任期満了による退職となります。後任には、農業振興課に茨城県東海村から川崎大輔さんが配属される予定となっております。農業委員会の事務局をお任せしようと考えております。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員は農業委員会が任免することとなっておりますので、委員会に承認を求めるものです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

【議長】

本件の審議に入ります。

質疑・ご意見等はありませんか。

【木幡委員】

新任の職員の年齢は、また、東海村では農業委員会関係の業務の経験はあるのか。

【中野事務局長】

現在は教育委員会の生涯学習課勤務です。東海村に入庁する前に、会計年度任用職員として農業関係の部署にいたことがあると聞いています。また、年齢は平成5年生まれで、職名

は主事になります。

【議長】

その他質疑はありませんか。

(「なし」の声)

【議長】

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」は提出された案のとおり任免することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長】

異議なしと認めます。議案第3号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」は提出された案のとおり任免を承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 議長 澤上 榮 ⑩

(会長職務代理者)

議事録署名人 木幡 治 ⑩

議事録署名人 鵜沼 久江 ⑩

(14時03分終了)